

令和4年度

一般会計 歳出

第3款2項3目

12節(51)

受付
番号

種目番号

連絡先

委託担当

地域振興課 担当者

菅谷

電話 800-2396

設 計 書

- 1 委 託 名 横 浜 市 立 場 地 区 セ ン タ ー 駐 車 場 嘱 託 登 記 等 業 務 委 託
- 2 履 行 場 所 横 浜 市 立 場 地 区 セ ン タ ー
- 3 履 行 期 間 期 間 令 和 年 月 日 から 令 和 年 月 日 まで
又 は 期 限 期 限 令 和 5 年 3 月 24 日 まで
- 4 契 約 区 分 確 定 契 約 概 算 契 約
- 5 そ の 他 特 約 事 項
- 6 現 場 説 明 不 要
 要 (月 日 時 分 場 所)
- 7 委 託 概 要 本 市 所 有 地 の 所 管 替 え に 伴 う 登 記 ・ 測 量 業 務
- 8 部 分 払 する しない

委 託 代 金 額 _____ .-

内 訳 業 務 価 格 _____ .-

消費税及び地方消費税相当額 _____ .-

内 訳 書

種別・種目 細別・形状寸法	単位	数量	単価 円	金額 円	備考
1 調査業務					
(1) 資料調査					
ア 公募類	筆個	8			対象地2+隣接地6
イ 地図類	筆	1			
ウ 図面類	筆個	20			
(2) 現地調査					
ア 事前調査	件	(1)			
イ 図地調整	区画	(1)			
ウ 図地調整 加算1区画ごと	区画	(1)			
小計					
2 測量業務					平地 都市近郊
(1) 用地測量					
ア 作業計画	式	1			
イ 復元測量	ha	(0.159)			1111.63㎡(2703-1)+484.78㎡(2703-2)=1596.41㎡
ウ 境界確認	ha	(0.159)			
エ 土地境界確認書作成	ha	(0.159)			
オ 境界測量	ha	(0.159)			
カ 石標設置	本	(4)			
キ 境界点間測量	ha	(0.159)			
ク 面積計算	ha	(0.159)			
ク 用地実測図原図作成(縮尺1/500)	ha	(0.159)			
(2) 打合せ					
ア 着手・納入	業務	(1)			
イ 中間	回	(1)			
小計					
3 申請手続き業務					
(1) 地目の変更	件	(2)			(2703-1 宅地→雑種地) (2703-2 畑→雑種地)
(2) 合筆	件	(1)			(2703-1+2703-2→2703-1)
(3) 分筆	件	(1)			(2703-1→2703-1/2703-2)
小計					

4 書類作成					
(1) 書類の作成(文案を要するもの)	通	3			
(2) 謄抄本交付申請手続き及び受領	通	6			
(3) 原本の複製	通	6			
(4) 調査報告書作成(写真あり)	通	3			
小計					
5 間接費					
(1) 諸経費(測量業務)	式	1			
(2) 諸経費(測量業務除く)	式	1			
小計					
業務価格	式	1			
消費税及び地方消費税相当額	式	1			
業務委託費	式	1			

横浜市立場地区センター駐車場嘱託登記等業務委託特記仕様書

1 総則

- (1) この仕様書は、横浜市泉区役所地域振興課が発注する土地の表示に関する嘱託登記等委託業務(以下、「登記等業務」という。)に適用する。
- (2) 登記等業務は、発注課(以下、「甲」という。)の指示のもとに、本特記仕様書及び設計図書に基づき、適正に行わなければならない。
- (3) 登記等業務がこの仕様書及び設計図書に違反し、又は不完全であるときは、補測又は再測及び再作成を命ずる。ただし、その費用は受託者(以下、「乙」という。)の負担とする。
- (4) 登記等業務完了後であっても、前項の事実が判明した場合は、乙が前項の義務を負うものとする。
- (5) 本市において必要と認めるときは、登記等業務の変更、停止又は中止を命ずることがある。この場合の登記等業務変更については、契約締結時の価格を基準として、協議により定めるものとする。
- (6) 前払金(なし)
- (7) この仕様書に明示しないものについては、必ず甲の指示に従って施行するものとする。
- (8) 登記等業務を行うための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 委託業務

(1) 調査業務

ア 資料調査

法務局等公的機関その他の者が保管する公簿類、地図類、図面類等の閲覧、謄写、収集、調査、照合及び分析整理、調書の作成並びに疎明書類の照合及び点検を行う。

一部の書類については、甲より提供する。

① 公簿類

- ・法務局備え付けの土地に関する公簿、登記事項要約書、登記事項証明書、閉鎖登記簿、旧土地台帳等
- ・地方自治体備え付けの公簿、道路台帳、河川台帳、換地明細書等

② 地図類

- ・法務局備え付けの地図又は地図に準ずる図面
- ・地方自治体備え付けの公図副本、地籍図、換地図、道路地図、河川地図等
- ・土地区画整理組合、土地改良区、耕地整理組合(解散した組合等にあつては、個人を含む)等が保有する土地所在図、森林施行図等又は個人が保有する古地図等

③ 図面類

- ・法務局備え付けの地積測量図等
- ・地方自治体備え付けの土地区画整理の確定図
- ・土地区画整理組合、土地改良区、耕地整理組合(解散した組合等にあつては、個人を含む)等が保有する確定測量図

- ・管理者が保管する公共用地・長狭物の確定測量図（面積の記載のないものを含む）
- ・その他これに類する確定測量図
- ・道路台帳区域線図、道路境界調査図等

イ 現地調査

①事前調査

甲が指示した事項と収集した資料に基づき、土地の物理的状況及び利用状況、地形、境界標の有無又は測量上準拠すべき基準点の有無等を調査する。

(2) 測量業務

ア 用地測量

前記の調査結果と、甲が実施した測量成果に基づき、境界点座標のコンピューターへの入力・点検、補助基準点の設置、境界測量、面積計算及び用地実測図原図作成（1/500）等を実施する。

イ 打合せ

(3) 登記嘱託手続き

手続きにあたっては、本市より委任状を発行する。

(4) 書類の作成

ア 書類の作成（文案を要するもの）

境界確認書

イ 謄抄本交付申請手続き及び受領

道路証明

ウ 原本の複製

地目変更時：農地転用証明

文筆時：境界確認書、道路証明

エ 調査報告書（成果簿）の作成

地目変更、合筆、文筆の各手続きについて、添付書類を含め、嘱託登記申請図書の写し等を調査報告書（成果簿）に取りまとめ、提出する。

3 納期について

別途、設計書において指示する。

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所属	担当業務	氏名 (自署又は記名押印)

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

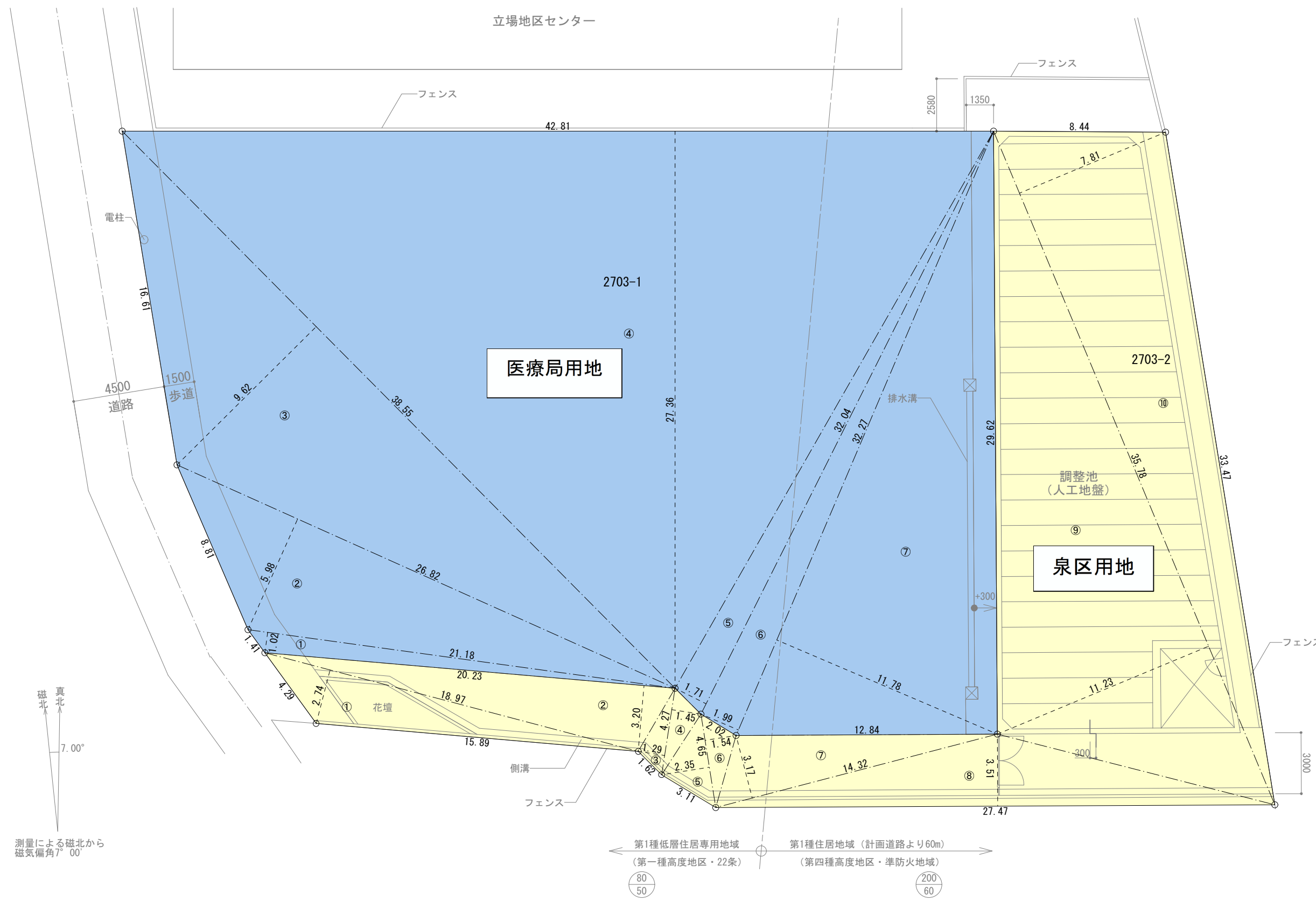
責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

現状



敷地面積求積表-1 (2703-1, 医療局)

符号	底辺	高さ	倍面積
①	21.18	1.02	21.604
②	26.82	5.98	160.384
③	38.55	9.62	370.851
④	42.81	27.36	1171.282
⑤	32.04	1.71	54.788
⑥	32.27	1.99	64.217
⑦	32.27	11.78	380.141
倍面積			2223.267
×1/2			1111.63
医療局現況敷地面積 A			1111.63㎡

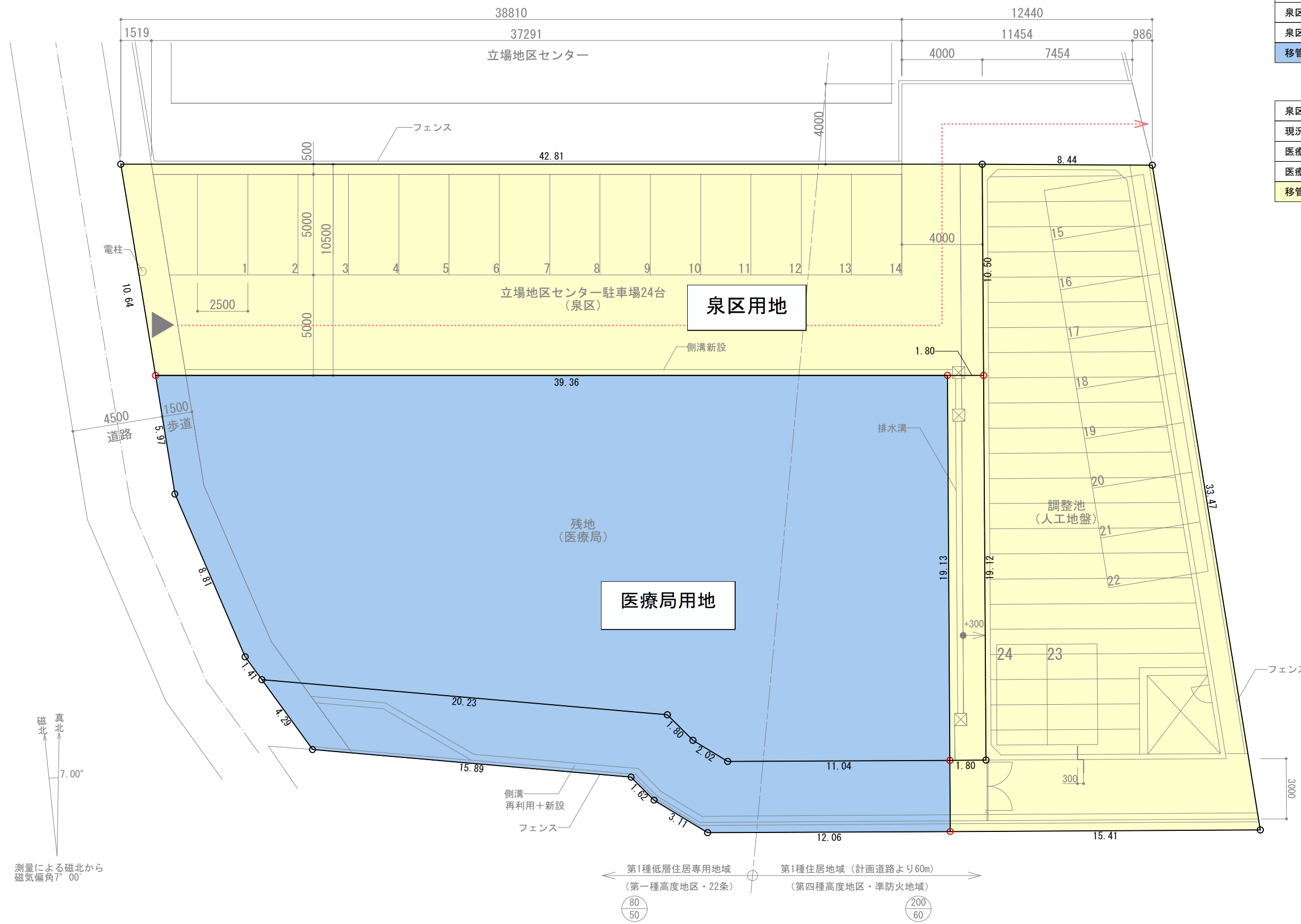
敷地面積求積表-2 (2703-2, 泉区)

符号	底辺	高さ	倍面積
①	18.97	2.74	51.9778
②	20.23	3.20	64.7360
③	4.27	1.29	5.5083
④	4.27	1.45	6.1915
⑤	4.65	2.35	10.9275
⑥	4.65	1.54	7.1610
⑦	14.32	3.17	45.3944
⑧	27.47	3.51	96.4197
⑨	35.78	11.23	401.8094
⑩	35.78	7.81	279.4418
倍面積			969.5674
×1/2			484.7837
泉区現況敷地面積 B			484.78㎡

合計 : 1,596.41m²
(歩道部分含む)

測量による磁北から
磁気偏角 7° 00'

変更後



医療局面積表	
現況敷地面積 (A)	1111.63m ²
泉区から移管する敷地面積 (C)	114.10m ²
泉区へ移管する敷地面積 (D)	475.11m ²
移管後の医療局敷地面積 (A+C+D)	750.62m ²

泉局面積表	
現況敷地面積 (B)	484.78m ²
医療局から移管する敷地面積 (D)	475.11m ²
医療局へ移管する敷地面積 (C)	114.10m ²
移管後の泉区敷地面積 (A+D+C)	845.79m ²

合計 : 1,596.41m²
(歩道部分含む)